

関係各位（別記）

北海道農政部食の安全推進監

令和 4 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について
日頃より本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知がありましたのでお知らせします。

昨シーズン、国内では、家きん飼養農場における本病の発生が 12 道県で 25 事例確認され、また、欧州や北米では、これまでと異なり、夏季になっても発生が継続しているところです。

このような状況の中、本年 9 月 23 日、韓国京畿道龍仁（ヨンイン）市で採取された野鳥の糞便からの H 5 亜型鳥インフルエンザウイルスの抗原検出事例や、さらに、26 日には、神奈川県で回収された死亡野鳥から A 型インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された事例がプレスリリースされるなど、今シーズンも厳重な警戒が必要な状況です。

また、先般、農林水産省が、「2011 年～2022 年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る第 2 回疫学調査チーム検討会をふまえた疫学調査報告書」を公表し、昨シーズンの本病の発生を踏まえた発生予防対策が提言されたところです。

つきましては、渡り鳥の飛来が本格化するにあたり、提言の内容も踏まえた次の取り組みについて、貴会構成員等に改めて周知いただきますとともに、本病の防疫に万全を期すため、引き続き、発生予防及びまん延防止に御協力をお願いします。

記

1 発生予防対策

（1）農場へのウイルス侵入防止対策

ア 農場内及び農場周辺の水域の対策

農場敷地内や家きん舎の近隣にため池がある場合、野鳥が当該ため池に飛来し一定期間中の活動拠点となっている場合があるため、忌避テープやてぐす、ネット等の設置及びため池の水を抜く等による野鳥の飛来防止対策を徹底すること。

イ 農場への野生動物の侵入防止対策

家きんの死体等は、野生動物への誘因となることから、有蓋の箱や防鳥ネットなどの対策を講じた上で適切に保管すること。

堆肥舎等の飼養管理者が日常的に出入りする農場内施設の汚染は、家きん舎へウイルスを持ち込む要因となることから、これらの農場内施設についても、防鳥ネット等の野生動物侵入防止対策を講じること。

（2）家きん舎へのウイルス侵入防止対策

ア 家きん舎内用の長靴への履き替え、手指消毒・手袋の交換

家きん舎周囲に本病ウイルスが存在している可能性が高いこと、家きん舎外で使用した長靴や手指には本病ウイルスが付着している可能性が高いことを念頭に、鶏舎に出入りする際は、長靴の履き替え、手指の消毒、手袋の交換を徹底すること。

長靴の履き替えについては、履き替え場所をすのこ等で区切る等、履き替え前後の交差汚染防止対策を徹底するとともに、作業前後の長靴の消毒を徹底すること。

イ 家きん舎へのネズミ・野鳥等の野生動物の侵入防止のための修繕

鶏舎等の施設の壁面や屋根、防鳥ネット等を点検し、ねずみや小型の野鳥が侵入する可能性がある破損の有無について確認するとともに、破損等があった場合は速やかに破損箇所を修繕すること。特に、鶏舎に集卵又は鶏糞排出に係る機器等の設置に伴う開口部がある場合、野生動物の侵入の原因になるため、金網やパネルの設置等により隙間をふさぐ策を講じること。

(3) 大型家きん（だちょう、エミュー）について

エミュー等の大型家きんについては、野外での飼育を行うことがあるが、本病ウイルスを保有する野鳥が飛来するシーズンにおいては、屋内飼育等の野鳥と接触しないような飼養管理を行うこと。

2 異常家きんの早期発見・早期通報

平時から飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、飼養する家きんの健康状態を注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加等の異状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へ通報すること。特に大型家きんについては、明確な死亡の増加が確認されない事例の報告もあることから、本病を強く疑わない死亡事例であっても、家畜保健衛生所へ連絡し、状況を報告すること。

3 自己点検の実施

令和4年10月から5月までの間、家きん飼養農場においては、農場の衛生管理のうち、特に本病の侵入防止に係る項目について自己点検を実施（別添リーフレット参照）の上、不備がある箇所を直ちに改善するとともに、100羽以上の家きんを飼養する農場は、毎月、自己点検結果を最寄りの家畜保健衛生所に報告すること。

連絡先

生産振興局畜産振興課家畜衛生係 主査（防疫）

TEL：011-231-4111（内線 27-783）

Mail：hayakawa.jun@pref.hokkaido.lg.jp

（別記）送付先

北海道農業協同組合中央会

公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会

公益社団法人 北海道獣医師会

ホクレン農業協同組合連合会

北海道チクレン農業協同組合連合会

北海道農業共済組合

一般社団法人 北海道酪農畜産協会

一般社団法人 北海道養豚生産者協会

北海道動物器薬協会

ホクレン農業協同組合連合会 畜産企画課

全国農業協同組合連合会 札幌畜産生産事業所

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構農業研究本部酪農試験場

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場

一般社団法人 北海道配合飼料価格安定基金協会

北海道配合飼料卸商協議会

北海道食肉センター運営連絡協議会

協同組合日本飼料工業会

公益社団法人 北海道トラック協会

北海道経済連合会

各市町村

北海道市長会

北海道町村会

北海道養鶏会議

北海道食鳥生産推進協議会

日本オーストリッチ協議会

日本オーストリッチ事業協同組合

北海道合鴨水稻会